

# 平成28年度 振興公社決算報告

6月の定例議会において、(株)相生振興公社と(株)津別町振興公社の平成28年度決算が報告されました。これらの公社は、町が出資しているもので、地方自治法の規定によって事業報告と決算書の提出が義務付けられています。今回、両公社から報告があった概要をお知らせします。

## 相生振興公社

### 《事業報告》

主要事業である「相生物産館」の営業については、16年目を迎え、近年は来場者数、売上とも厳しい状況が続いておりましたが、昨年度から回復基調となり、今年度は、過去最高の来場者数・売上となりました。

この要因としては、クマヤキがテレビの全国放送や新聞、多くのインターネットウェブサイトで取り上げ

られ、知名度が上がり、来場されるお客様が増えたことが挙げられます。

決算は、税引前当期利益1498万2千円、法人税充当額455万3千円を差し引き、当期利益1042万9千円という結果となりました。

職員配置については、正規職員2名、役員派遣臨時職員1名、パート職員数名に加え、地域おこし協力隊員2名の協力を得ながら業務を行いました。

### 相生振興公社損益計算書 単位：千円

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

収入の部	
店舗販売事業収入	108,414
公共施設管理事業収入	3,951
事業外収入	118
収入合計	112,483
支出の部	
店舗販売事業原価	72,720
公共施設管理事業原価	2,734
一般管理費	22,047
支出合計	97,501
税引前当期利益	14,982
法人税等充当額	4,553
当期利益	10,429



## 津別町振興公社

### 《事業報告》

受託事業については、日常清掃業務8施設、特別清掃業務12施設、施設管理業務11施設、公園管理業務6施設、公衆浴場管理業務1施設は、当初の計画どおり事業を行いました。また、8月の大雨の影響により多目的運動公園ラクビー場芝生が損傷を受けたため、張替工事を実施しました。

指定管理者事業のグレステンスキーについては、昨年度に引き続き、5月～10月までの土・日曜日、祝祭日及び夏休み期間中の営業とし、昨年度は、9月の大型連休中(シルバークロウイク)に予想以上の入込数がありましたが、本年度は営

業日数84日で1290人(前年度1680人)と昨年度を下回る実績となりました。

津別21世紀の森キャンプ場は、5月～10月まで毎日利用可能とし、日帰り利用者580人(前年度587人)、宿泊利用者1767人(前年度1732人)と昨年度を若干上回る実績となりました。経営状況については、累積赤字をすべて解消し、剰余金を計上することができました。また、これらの業務を行うにあたり常勤職員、パート職員、臨時職員、季節職員の職員総数58人の人員体制で業務を行いました。

### 津別町振興公社損益計算書 単位：千円

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

収入の部	
清掃管理事業収入	142,419
グレステンスキー事業収入	1,887
事業外収入	169
特別利益	0
収入合計	144,475
支出の部	
清掃管理事業原価	113,072
グレステンスキー事業原価	1,319
一般管理費	23,973
特別損失	1,000
支出合計	139,364
税引前当期利益	5,111
法人税充当額	1,325
当期利益	3,786



## 後期高齢者医療制度

# 7月13日から保険証一斉更新

### ◆保険証が新しくなります

現在ご使用している保険証の有効期限が平成29年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月13日(木曜日)より、新しい保険証を更新しますので、保健福祉課後期高齢者医療担当⑨番窓口に印鑑と旧保険証をご持参いただき更新手続きをお願いします。

◎新しい保険証は、更新の日からすぐに使用できます。

◎新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日です。

◎役場まで更新手続きにこれならない方は、健康医療グループまでご連絡ください。

### 今年の新しい保険証の色は黄色です

### ◆減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在使用している減額認定証の有効期限が平成29年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

減額認定証の有効期限は保険証と同じく1年間です。引き続き交付対象に該当する方は、保険証と一緒に減額認定証を保健福祉課後期高齢者医療担当⑨番窓口でお渡しします。

新たに減額認定証が必要になる方は、下表の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課後期高齢者医療担当へ申請してください。

### 今年の新しい減額認定証の色は橙色です

〈減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方〉

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方



### 《保険証の更新日程(土・日・祝日は除きます)》

更新日	時間	場所	対象地区
7月21日	9:30~10:30	活汲地区農業研修センター	東岡、活汲、岩富
	12:00~13:00	相生公民館	相生、布川
	14:00~15:00	本岐地区農業研修センター	本岐、双葉、木樋、沼沢、大昭、二又
7月13日~20日 24日~31日	8:30~17:15	役場後期医療担当⑨番窓口	全地区

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

役場 保健福祉課 健康医療グループ 後期高齢者医療担当 ☎76-2151 (内線229)